

奨学金返還支援制度を導入しませんか？

企業等の奨学金返還支援制度とは？

企業等が貸与型の奨学金を受けていた従業員に対して、返還額の全部または一部を金銭的に支援するものです。

導入するメリットは？



人材確保・定着

長期雇用が見込める若手人材の確保と離職率の低減につながります。



企業イメージアップ

従業員を大切にしている企業という印象につながり、企業の魅力がアップします。



法人税の課税負担軽減

給与として法人税に損金算入できます。



「従業員に代わって、企業等が奨学金返還を行う制度」で、若手人材にアプローチ！

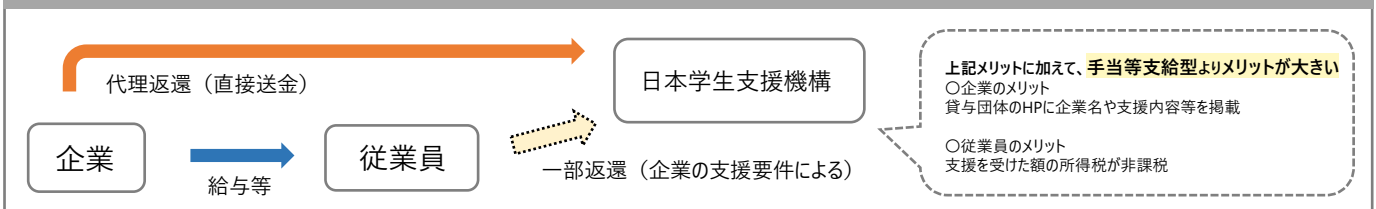
- ① 奨学金を返還している従業員に対し、手当として給料に上乗せして支給 ▶ **手当等支給型**
- ② 上乗せ分を、企業等が従業員に代わり奨学金を貸与している団体に直接送金 ▶ **代理返還型**

① 企業等の奨学金返還支援制度「手当等支給型」



代理返還制度について、詳しくは貸与団体のHPでご確認いただくか、直接お問い合わせください。
⇒ 独立行政法人日本学生支援機構
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/index.html>

② 企業等の奨学金返還支援制度「代理返還型」



丹波篠山市では、奨学金返還支援制度を新たに導入した事業者に奨励金を交付する事業を実施します。

申請期間等は裏面をご確認ください ▶

丹波篠山市では、奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減するとともに、市内企業等における人材確保・定着につなげるため、奨学金返還支援制度の導入を支援します！

制度導入に係る負担軽減を図るため、
制度導入企業に奨励金 **20万円**を交付します。

本奨励金のポイント

- 1 本奨励金は、事業者が奨学金返還支援制度を導入する費用等の負担軽減のために実施するものです！事業者が奨学金支援制度を運用していくランニングコストを補助するものではありません。
- 2 本支援金は、奨学金返還支援制度を導入したという事業者に、定額で交付します。奨励金の申請にあたり、奨学金を借りている従業員の有無は関係ありません。
- 3 奨学金返還支援制度の支援内容（金額、期間、条件等）は、事業者が自由に設定できます。事業者名や支援内容等を市のホームページに掲載しますので、継続的に実施できるように内容をご確認ください。

主な支給要件

- ①市内に本社又は主たる事業所（丹波篠山市に法人市民税の納税義務がある事業所）があり、かつ、その事業所において雇用保険被保険者である従業員等を1名以上雇用していること
- ②申請日から起算して5年以内に雇用保険被保険者である従業員等を雇い入れる意思があること
- ③丹波篠山市から貸与された奨学金を対象とする奨学金返還支援制度を導入していること
- ④今回導入した奨学金返還支援制度について、交付決定日から5年以上制度を継続すること
- ⑤市税を滞納していないこと

※申請にあたり上記以外にも要件があります。詳細は交付要綱等を必ずご確認ください。

交付金額

20万円／社

申請期間

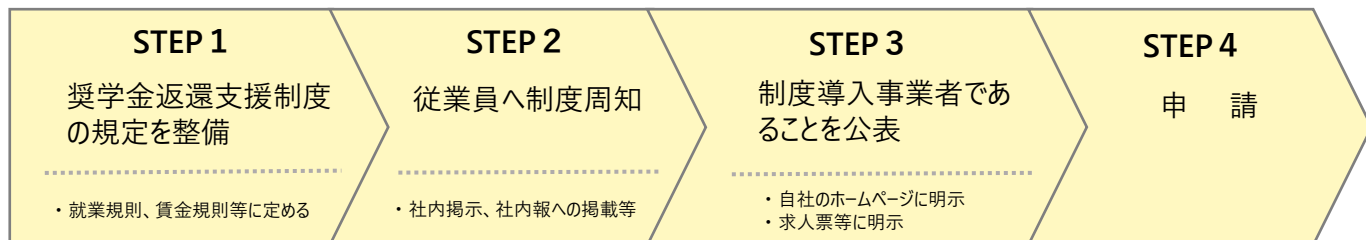
令和8年4月1日～令和9年3月31日

申請方法

詳細は市ホームページをご覧ください。



申請フロー



支給要件、申請の手続き等の詳細は、ホームページに記載する募集要項でご確認ください。（ホームページは、下記の二次元コードまたはURLから）
<https://www.city.tambasasayama.lg.jp/soshikikarasagasu/sozoutoshika/kigyoshinko/jimotoshushokusokushinjigyo/hojokinshoreikin/28514.html>

問い合わせ先

丹波篠山市 創造都市課 移住定住・地元就職支援室 TEL：079-552-5796

